東日本大震災で被災された合板、製材等木材産業の皆様へ ~第一次補正予算事業のご案内~

(林野庁関連支援策)

①木材加工流通施設等の廃棄・復旧・整備

【木材加工流通施設の廃棄・復旧・整備】

- ◎ 仮設住宅等への復旧資材確保のために、被災した製材・合板製造工場等の施設で、早期に稼働開始できる場合に、廃棄・復旧・整備に必要な経費を支援します。
- ◎ 国は、事業費の1/2を補助します。
- 支援を希望する方は、都道府県林務担当課のほか、林野庁木材産業課(電話03-6744-2294)にお問い合わせください。
- ◎ 一次補正予算に53億円(内数)を計上して実施します。

②原木の流通コスト等支援

【流通コスト支援】

- ◎ 仮設住宅等への復旧資材用の木材確保のため、被災工場の在庫原木や、 被災工場に出荷していた地域の原木等を被災していない工場に出荷す る場合等の流通経費を支援します。
- ◎ 国は、被災工場・素材生産地から製材工場等までの距離に応じて定額助成します。
- ◎ 支援を希望する方は、都道府県林務担当課のほか、林野庁木材産業課(電話03-6744-2294)にお問い合わせください。
- ◎ 一次補正予算に6億円(内数)を計上して実施します。

【流出木材の処理コスト支援】

- ◎ 仮設住宅等への復旧資材用の木材確保のため、震災により製材工場等から流出した木材の回収を、所有者等が行う場合に必要な経費を支援します。
- ◎ 国は、事業費の1/2を補助します。
- ◎ 支援を希望する方は、都道府県林務担当課のほか、林野庁木材産業課(電話 03-6744-2294) にお問い合わせください。
- ◎ 一次補正予算に6億円(内数)を計上して実施します。

③災害復旧関係資金利子助成事業

- ◎ 林業者・木材産業者が、被害を受けた森林・林道・林業施設などの復旧に必要な資金や運転資金について、日本政策金融公庫から、実質無利子・無担保・無保証人で借りることができます。
- ◎ 融資枠は35億円です。
- ◎ 支援を希望する方は、全国木材協同組合連合会(電話03-3580-3215)に お問い合わせください。
- 一次補正予算に5億円を計上して実施します。(参考1参照)

④東日本大震災復旧林業信用保証事業

- ◎ 林業者・木材産業者が、震災の復旧に取り組むために必要な資金について、(独)農林漁業信用基金から、無担保・無保証人・保証料無料で100%の債務保証を受けることができます。
- ◎ 保証枠は182億円です。
- ◎ 支援を希望する方は、(独)農林漁業信用基金(電話03-3294-5585)に お問い合わせください。
- ◎ 一次補正予算に94億円を計上して実施します。

(参考2参照)

災害復旧関係資金利子助成事業のご案内

被害を受けた森林、林道、林業施設などの**復旧に必要な資金や** 運転資金を日本政策金融公庫から無利子・無担保・無保証人で借りることができます。

日本政策金融公庫の以下の災害復旧関係資金について、

- 金利負担の軽減(無利子化)を最長15年間行います。
- 無担保・無保証人で借りることができます。
 - ① 被害造林地、樹苗養成施設、林道等の復旧







② 林業機械、林産物・特用林産物処理加工施設等の復旧







※ 林業を併せて営む木材産業者の方も対象になります。

③ 運転資金 震災により被害を受けた場合や売上が減少 した場合などの運転資金



受付期間は、平成24年3月31日までです。

【詳しくはこちらまでご相談ください】

全国木材協同組合連合会(TEL:03-3580-3215) または日本政策金融公庫(TEL:0120-926478)

農林水産省林野庁企画課(TEL:03-3502-8037)

東日本大震災復旧緊急保証のご案内

林業者・木材産業者の皆様が、東日本大震災での被害の復旧などに取り組むために必要な資金について、従来資金とは別枠で債務保証を受けることができます

受付期間 平成23年5月2日~平成24年3月31日

対象資金農林漁業信用基金が保証対象とする資金が対象です。

一号資金 地震・津波による直接罹災された方の復旧に必要な運転資金・設備 資金

二号資金 主要販売先などの罹災により間接的に被害を受けた方に係る資金 繰り安定化のために必要な運転資金

三号資金 震災復興に係る仮設住宅など資材供給の円滑化のために必要な 運転資金・設備資金

保証の範囲 原則100%保証

保 証 限 度 額 **最大4億円を限度**(運転資金) ただし、設備資金については事業の再建などに必要な範囲で、 基金が認めた額

保 証 料 貸付日から1年間の保証料は免除といたします。

担 無担保の限度額 最大4億円 ただし、設備資金については原則として担保が必要です。

連帯保証人 1名以上(組合・会社の場合、代表者を含む) 個人については上記無担保の枠内で最大1,250万円まで 無保証人とすることが可能です。

保 証 期 間 運転資金については15年以内、 設備資金については15年以内(いずれも据置期間3年以内)

出 資 金 本資金に限り新規の保証利用者は保証額に関わらず1万円、 既に出資を有している場合は追加出資不要となります。

当保証のご利用に当たっては、農林漁業信用基金にご相談ください。 農林漁業信用基金 林業部保証課 **TEL 03-3294-5585 • 5586**

(注)審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

(中小企業関連支援策)

被災した中小企業の事業継続・再開を支援します

まず、中小企業電話相談ナビダイヤルにお問い合わせください。

◎ どこに相談したらよいのかわからない場合、まず、

「中小企業電話相談ナビダイヤル」0570-064-350

にお問い合わせください。9:00 から 17:30 まで、土日・祝日を含めて問い合わせを受け付けています。(土日・祝日には、一部の地域では管轄以外の経済産業局につながる場合があります。)

①信用保証協会による「東日本大震災復興緊急保証」の創設

- ◎ 震災により直接的又は間接的に著しい被害を受けられた中小企業者を 対象として、金融機関から、事業の再建や経営の安定に必要な資金の 借入れを行う場合、信用保証協会が保証します。
- ◎ 融資額の全額を保証(100%保証)し、保証料率は0.8%以下です。
- ◎ 災害関係保証、セーフティネット保証とあわせて無担保で1億6千万円、最大で5億6千万円まで一般保証とは別枠で利用できます。
- ご利用を希望する方は、最寄りの信用保証協会にお問い合わせ下さい。

協会名	電話番号		
北海道信用保証協会	011-241-5554		
青森県信用保証協会	017-723-1354	協会名	電話番号
岩手県信用保証協会	019-654-1505	石川県信用保証協会	076-222-1511
宮城県信用保証協会	022-225-5230	福井県信用保証協会	0776-33-1800
秋田県信用保証協会	018-863-9011	滋賀県信用保証協会	077-511-1300
山形県信用保証協会	023-647-2247	京都信用保証協会	075-314-7221
福島県信用保証協会	024-526-1530	大阪府中小企業信用保証協会	06-6244-7121
茨城県信用保証協会	029-224-7811	大阪市信用保証協会	06-6260-1700
栃木県信用保証協会	028-635-2121	<u>兵庫県信用保証協会</u>	078-393-3900
群馬県信用保証協会	027-231-8816	奈良県信用保証協会	0742-33-0551
埼玉県信用保証協会	048-647-4711	和歌山県信用保証協会 鳥取県信用保証協会	073-423-2255 0857-26-6631
千葉県信用保証協会	043-221-8181	島根県信用保証協会	0852-21-0561
東京信用保証協会	03-3272-2251	岡山県信用保証協会	086-243-1121
神奈川県信用保証協会	045-681-7172	広島県信用保証協会	082-228-5500
横浜市信用保証協会	045-662-6621	山口県信用保証協会	083-921-3090
川崎市信用保証協会	044-211-0503	香川県信用保証協会	087-851-0061
新潟県信用保証協会	025-267-1311	徳島県信用保証協会	088-622-0217
山梨県信用保証協会	055-235-9700	高知県信用保証協会	088-823-3261
長野県信用保証協会	026-234-7288	愛媛県信用保証協会	089-931-2111
		福岡県信用保証協会	092-415-2600
<u>静岡県信用保証協会</u>	054-252-2120	佐賀県信用保証協会	0952-24-4340
愛知県信用保証協会	052-454-0500	長崎県信用保証協会	095-822-9171
名古屋市信用保証協会	052-212-3011	熊本県信用保証協会	096-375-2000
岐阜県信用保証協会	058-276-8123	大分県信用保証協会	097-532-8336
岐阜市信用保証協会	058-267-4553	宮崎県信用保証協会	0985-24-8251
三重県信用保証協会	059-229-6021	鹿児島県信用保証協会	099-223-0273
富山県信用保証協会	076-423-3171	沖縄県信用保証協会	098-863-5302

日本公庫・商工中金「東日本大震災復興特別貸付」の創設

- 日本公庫・商工中金が、震災により直接的又は間接的に著しい被害を 受けられた中小企業などを対象に、長期・低利の融資を行います。
- ◎ 対象は、地震・津波等により直接被害を受けられた者、原発事故に係る警戒区域等の区域内の者、これらの者と一定以上の取引がある者、その他震災の影響により売上高が著しく減少している者等です。
- ◎ 貸付限度は、日本政策金融公庫(中小事業)及び商工中金からの借入れが7.2億円、日本政策金融公庫(国民事業)からの借入れが4.8千万円です。
- ◎ 貸付利率は、基準利率から最大で0.5%引き下げられます。なお、貸付期間5年以内の基準金利平成23年4月末時点)は、日本政策金融公庫(中小事業)及び商工中金が1.75%、日本政策金融公庫(国民事業)が2.25%です。利率は返済期間等により変動します。
- ◎ 資金繰り(融資制度)のお申し込み、ご相談窓口は以下のとおりです。

日本政策金融公庫 平日 0120-154-505

土日祝日 0120-327-790 (中小企業事業) **土日祝日** 0120-220-353 (国民生活事業)

沖縄振興開発融公庫 098-941-1795

商工組合中央金庫 平日 0120-079-366

土日祝日 0120-542-711

※受付は、平日 9:00~19:00 土日祝日 9:00~17:00

【地震・津波等により直接被害を受けられた方を対象とする別枠】

- ◎ 地震・津波等により直接被害を受けられた方等を対象に更に別枠があります。別枠から先に利用することも可能です。
- ◎ 貸付限度は、日本政策金融公庫(中小事業)及び商工中金が3億円、日本政策金融公庫(国民事業)が6千万円です。
- ◎ 貸付利率は、例えば、地震・津波により直接被害を受けられた者等の場合、基準利率から1.4%引き下げられます。貸付後3年間、1億円(国民事業3千万円)を上限とします。貸付後4年目以降及び上限額を上回る部分は、基準利率から0.5%引下げになります。また、特に、事業所が全壊・流失した者や原発事故に係る警戒区域等の区域内の事業者に

対しては、貸付後3年間、最大1億円の範囲内で実質無利子化されます。

②日本政策金融公庫出資金 (産活法の出資円滑化業務)

- ◎ 震災の影響により経営に支障が生じている中堅・大企業に関し、①商工中金・政策投資銀行による長期資金の融資『危機対応貸付』の枠の拡充、②中堅・大企業の信用力の補完(損害担保)、③利子補給、④産活法認定企業に対する指定金融機関からの出資を円滑化します。
- 本事業に関してご不明な点がある方は経済産業省経済産業政策局産業 資金課(03-3501-1676)にお問い合わせ下さい。

③中小企業組合等復旧·復興支援事業

- ◎ 被災地の複数の中小企業などが一体となって復興事業計画に基づき、その計画に不可欠な施設などを復旧・整備する場合、国と都道府県が連携して補助します。
- ◎ 県が認定する復興事業計画に従い復旧事業を行う組合や中小企業グループなどに対し、県を通じて、計画に不可欠な施設及び設備などの復旧費用の 1/2 を国が 1/4 を県が補助します。
- ◎ 補助を希望する方は、県で事業実施準備が整うまでの間、中小企業庁経 営支援課(電話 03-3501-1763) にお問い合わせ下さい。

④被災地域産業地区再整備事業

- ◎ (独)中小企業基盤整備機構が主体となり、地方公共団体の要望を受けて、中小企業が新たに入居して事業を再開するため仮設工場、仮設店舗などを整備します。
- ◎ 利用を希望する方は、中小企業復興支援センター盛岡(090-4097-6989、090-5219-5527)、中小企業復興支援センター仙台(022-399-6111(代))、中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター福島(024-529-5113)にお問い合わせ下さい。

「東日本大震災への税制上の対応(第一弾)」の概要

今回の措置の中で、農林水産業の事業活動にも効果が及ぶ主な特例措置は 以下のとおり(※は例示)。

◎は阪神・淡路大震災時にはなかったもの○は阪神・淡路大震災時の対応を拡充したもの

- つ 1 被災事業用資産の損失の特例等(前年適用、繰越 し期間、還付)(所得税・法人税・個人住民税等)
- ◎ 2 津波により甚大な被害を受けた土地及び家屋に対 ※農地する平成23年度分の課税免除(固定資産税等)
 - 3 特定の資産の買換えの場合の課税の特例等(100 ※農地 %の課税の繰延)(所得税・法人税)
- O 4 被災代替資産等の特別償却(所得税・法人税) ※漁船、農業用施設
- ◎ 5 被災した船舶・航空機の再建造等に係る登録免許 ※漁船 税の免税
- 〇 6 被災した建物の建替え等に係る免税等 ※農業用施設 (登録免許税・不動産取得税・固定資産税等)
- ◎ 7 被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係 ※農業用施設用る非課税(不動産取得税)
- O 8 被災代替償却資産の特例(1/2課税)(固定資 ※農業用機械 産税等)
- ◎ 9 被災者の買換え車両に係る自動車重量税の免税措 ※農業用自動車 置